

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

開催のお知らせ

当連合会では長野労働局長より「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習」の登録教習機関として認可を受け、すでに約8,000人を対象に同講習を実施してきました。

今般、同講習を下記にて開催することとなりました。この作業主任者制度は、労働安全衛生法の一部改正によって新たに加わったもので、昭和58年6月1日より軒高5メートル以上の木造建築物の組立て等の作業には、作業主任者の選任が法律で義務づけられています。

つきましては、関係者もれなく資格を取得して、労働災害の防止をはかられますようご案内申し上げます。

なお、受講を希望される方は受講資格を確認の上、所定の申込書に受講料を添えて、指定の申込先に申込んで下さい。

1. 開催日時及び会場

開催日時 2025年10月21日(火)～10月22日(水) ※両日とも8:40受付開始(予定)

会場 建労会館(松本市宮沢本村1-2)

TEL 0263-39-7200

※受講申込者数により開催を中止する場合があります。中止が決定した場合は速やかに連絡し、納入された受講料を返金します。

2. 受講料と申込み方法(受講料は税込です)

組合員 : 9,000円 ※一部受講免除者については、7,000円

なお、非組合員の場合はテキスト代1,616円(税込)が別途かかります。(組合員は不要)

※主催者都合により開催を中止した場合を除き、納入された受講料は返金しませんので、ご了承下さい。

組合員

申込書類一式(「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)に必要事項を記入し、労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその加入者番号がわかる書類の写しまたは所属建設労働組合発行の一人親方労災保険加入済証明書等)、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)と受講料(9,000円)を添えて所属組合へ申し込んでください。

組合員外 (テキスト代が別途かかりますのでご注意ください)

下記の口座へ受講料(10,616円または8,616円・税込)を振り込み、振込依頼書の写しと申込書類一式(「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)、労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその番号がわかる書類の写し等)、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)を建設労連に郵送または持参してください。

※インボイス対応の領収書が必要な事業者は①受講日②インボイス登録番号③受講者名を記載し、「jutaku@u-kensetu.gr.jp」にメールを頂ければ添付し返信します。

※補助金申請に必要なため、必ず、雇用保険番号、一人親方労災特別加入番号等を「技能講習会受講者調査票」にご記入願います。未記入の場合は、事業所、受講者に問い合わせをさせていただく場合があります。

長野県労働金庫 松本支店 (普) 8556693 建設労連作業主任

3. テキスト

木造家屋建築工事の作業指針(建設業労働災害防止協会)

4. 受講申込書

各組合事務局、建設労連に用意してあるほか、建設労連ホームページよりダウンロードできます。

5. 申込締切日(必着)

2025年 10月 3日(金)

ただし、定員に達した場合はその時点で締め切ります。

6. 受講資格

(1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に三年以上従事した経験を有する者。

(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒

業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。

(3) その他労働大臣が定める者。

次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後二年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有する者とする。

- (1) 能開法第二十七条の準則訓練である養成訓練のうち、能開法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科及び別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
- (2) 能開法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、能開法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
- (3) 職訓法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の養成訓練のうち同令による改正前の職訓法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者。

7. 講習科目の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
(1)型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (2)足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (3)鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (4)建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	ロ. 工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識 ハ. 作業者に対する教育等に関する知識
(1)建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練を修了した者 (とび科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。) (2)能力再開発訓練のうち建築科、とび科、プレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科、プレハブ建築科については(1)と同様） (3)建築大工、とびの一・二級技能検定に合格した者	イ. 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 及び上記ロ
建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者	上記 イ、ロ、ハ

8. 講習時間割及び講習科目

	時 間 割	講 習 科 目
第一日	9:00～12:10（休憩 10 分）	工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識
	12:10～13:00	昼 食
	13:00～17:15（休憩 15 分）	木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識
第二日	9:00～12:10（休憩 10 分）	木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識、関連する諸工事に関する知識、作業者に対する安全教育及び指導に関する知識
	12:10～13:00	昼 食
	13:00～14:30	関連する諸工事に関する知識、安全教育及び指導に関する知識
	14:35～16:05	関 係 法 令
	16:05～17:05	試 験

※）但し、会場の都合で多少時間が変更される場合もあります。

9. 修了証について

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に対し、修了証を交付します。

この修了証は、作業主任者としての資格証ですので、紛失等のないよう保存するとともに、万一紛失又は書換えを必要とするときは、建設労連または各組合事務局に所定の手続きで申請して下さい。

10. 受講票について

開催日のおよそ3日前を目途に郵送します。受講当日、忘れずに持参してください。

11. 受講者の心得と持参用具

※）受講者は次のことを厳守すること。

- 1 乗り合わせての御来場に御協力下さい。
- 2 受講者は会場に開会 10 分前に入場のこと
- 3 入場の際、受講票を受付に提出のこと。
- 4 受講の際は、講師及び担当者の指示に従うこと。

＜持 参 用 具＞

- 1 受講票及び筆記用具(鉛筆、ノート、消しゴム)、上着

長野労働局長登録教習機関
長野県建設労働組合連合会
(登録番号：第 52 号 有効期限：令和 11 年 3 月 30 日)
〒390-0864 松本市宮沢本村 1 番 2 号
TEL 0263-39-7200 FAX 0263-39-7202

木建

作業主任者技能講習受講申込書

松本市'25

木造建築物の組立て等		作業主任者技能講習	
フリガナ		職 種	
氏 名			
	※旧姓等の併記を希望する場合は 本欄に記載し、内容を確認できる 住民票等の証明書を添付してください		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生 歳		
電 話	() -		
住 所	〒 -		
大工・鳶作業の 実務経験期間	年 月から 年 月まで (年 カ月)		証 明 印
※講習の一部免除 を希望する範囲	イ. 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 ロ. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ. 作業者に対する教育等に関する知識		
※講習の一部免除の 対象となる範囲	資格の種類及 び職業訓練歴		照 合 印

※氏名・住所・生年月日は、楷書で丁寧に記入すること

令和 年 月 日

申込者氏名 印

取扱組合名 印

長野県建設労働組合連合会 (↑組合が受け付けた場合のみ記入)

執 行 委 員 長 殿

備考

- 1. 申込にあたっては、この申込書の他に「調査票」、「労働保険番号裏付け書類」、受講料、印鑑、写真2枚(2.5㌘×2.2㌘)を用意すること。一部科目免除者は、該当の資格免許等を必ず添付すること。
- 2. 一部科目免除者は、裏面を参照し、※欄を必ず記入のこと(組合で確認した場合は、照合印欄に押印のこと)。
- 3. 証明印は、受講者の従事経験年数を証明できる者の印を捺すこと。

(記入不要) 受講番号

()

労働局 ・ 長野県

《木建》講習の一部免除の範囲（表面参照のこと）

講習の免除を受けることができるもの	免除される講習科目
① 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ② 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ③ 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	ロ ハ
① 建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る） ② 能力再開発訓練のうち、建築科、とび科、プレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科、プレハブ建築科については①と同様） ③ 建築大工、とびの 1・2 級技能検定に合格した者	イ ロ
建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者	イ ロ ハ

各種資格取得技能講習受講者の個人情報
情報は、各種情報の受講者への提供
と情報収集、補助金・助成金申請に
伴う活動など、認定職業訓練推進に
関する利用目的の範囲内で利用し、
これ以外の目的には利用しません

技能講習会受講者調査票

長野県建設訓練協会
建設職業訓練センター

提出年月日令和 年 月 日

★従業員を派遣する事業所は当協会の第2種会員（会費無料）として登録されます。

受講者氏名	生年月日
職 層 (O印をつけてください)	① 従業員 ※事業所に雇用され、雇用保険をかけている方 ② 一人親方 ③ 事業主 ④ 現在求職中の方

①を選択された方は、下記「従業員が勤務する事業所欄」にもれなく記入してください。

②を選択された方は、下記「一人親方欄」にもれなく記入してください。

③、④を選択された方は、記入事項はありません。

従業員が勤務する事業所欄	勤務事業所名	建設業許可番号	(年)	(番号)
	事業主名			
	事業所所在地	郵便番号 □□□-□□□□	電話番号 ()	—
	資本金額	円	常用労働者数	人
	※右記を参考に、事業所の雇用保険率を記入してください 勤務事業所の雇用保険率 _____/1000	雇用保険率	事業の種類	
		18.5/1000	土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業	
		17.5/1000	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、接取若しくは伐採の事業その他農林の事業、清酒の製造事業など	
		15.5/1000	上記以外の事業	
	雇用保険・適用事業所番号		安定所番号	事業所番号
	雇用保険・被保険者番号		安定所番号	被保険者番号
→※雇用保険被保険者証の写しを提出してください				

※上欄に未記入部分がある場合、受講者または事業所に問い合わせをさせていただく場合があります。

一人親方欄	労働保険（一人親方労災特別加入）の成立の有無 有 ・ 無						
	※有を選択された方は、下記に労働保険番号を必ず記入してください						
	労働保険（一人親方労災）保険番号	府 県	所 掌	管 掌	基 幹	番 号	枝 番 号
	→番号の裏付けとなる書類の添付を願います。						整 理 番 号

※上欄に未記入部分がある場合、受講者に問い合わせをさせていただく場合があります。

備考欄	
-----	--

一人親方労災保険 加入済証明書

氏 名：

生年月日：昭和・平成 年 月 日

住 所：

加入団体名： 建設労働組合

加入団体の労災保険番号（第2種特別加入）

2 0 - 1 - ●● - ●●●●●●●●

個人番号： _____

上記の者は、令和 年 月 日現在、一人親方労災保険に
加入していることを証明します。

令和 年 月 日

〒 _____

建設労働組合

組合長